

答 申 書
(答 申 第 231 号)
平成 29 年 1 月 16 日

1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる開示請求に対し、回答及び説明責任不履行と判断した基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長が、平成 19 年 6 月 30 日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状に対し、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成 19 年 7 月 8 日）と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る 60 件の審査請求は、同一人からの開示請求であって、本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件基礎資料が存在しないことから、審査請求人の主張には理由がないものであると主張し、次のとおり説明した。

(ア) 本件に係る事実について

a 審査請求人から、平成 18 年 12 月 25 日付けで異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 48 条において準用する同法第 21 条に基づき、平成 19 年 1 月 29 日付けで、次の事項を内容とする補正命令を審査請求人に対し行った。

- ・ 異議申立てに係る処分については、平成 18 年 11 月 17 日付け衛研第 603 号で行った公文書一部開示決定処分の中で不開示処分を行っていないことから訂正すること。
- ・ 異議申立ての趣旨については、記載の内容では申立ての趣旨が不明確であることから、詳細に記載すること。

b これに対し、審査請求人から平成 19 年 2 月 8 日付けで「アカウントビリティー履行命令書」の送付があったことから、同月 9 日付けで審査請求人に対し回答を行った。

c 上記 a の補正命令については、審査請求人から補正書の提出はなかったが、上記 b の「アカウントビリティー履行命令書」の内容から、補正命令で求めた内容を推察される部分があることから、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、同月 14 日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

d その後も実施機関に対し「アカウントビリティー履行再々命令書」の送付が続いたが、平成 19 年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行再々命令書」に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたこと、及び、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続いていることを鑑み、再度、同月 28 日付けで、審査請求人に対し回答を行ったところ、受け取る理由がないものとして同月 30 日付けで返送された。

e 審査請求人は返送する際、次の内容の書状を同封していた。

平成 19 年 6 月 28 日付けの回答書は、実施機関名ではないこと及び氏名の記入がないことから、

公職に携わる者が氏名も名乗らない書状を出した理由と根拠法令の回答を求める内容であった。

f その後、審査請求人からは前記の書状について、追加の申出はなかったが、平成 21 年 5 月 20 日付けで、前記書状に対する回答が得られていないとして、開示請求が行われた。その後も同様の開示請求が行われる中で、本件開示請求書の提出があったものである。

(イ) 「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」について

「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」については、同様の内容の書状（「アカウントビリティー履行再々命令書」）が送付されてくること、平成 19 年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行再々命令書」に、「説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める」との記載が追加されていたことから、再度、「補正命令」について説明する文書を送付したものである。

なお、「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」については、法に基づく文書ではないことから、決裁権者である課長名で回答を行ったものであり、また、北海道文書管理規程（平成 10 年 3 月 31 日訓令第 7 号）の規定により、氏名を省略することができることとされていることから、「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」に課長の氏名が記載されていないことについて問題はないものと判断している。

(ウ) 平成 19 年 6 月 30 日付けの書状に対し、回答を行っていないことについて

(ア) 事実 c のとおり、異議申立ては、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、補正は完了していることから、補正命令に対する説明をこれ以上行う理由はない状況にあったが、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続いていることを鑑み、「平成 19 年 6 月 28 日付け書状」を送付し、再度説明を試みたものである。

しかしながら、審査請求人からは受け取る理由がないとして返送され、これ以上、審査請求人に対し説明を行うことは困難である状況であることから、これ以降、補正命令書に関する説明はしていないものである。

イ 当審査会は、本件基礎資料については、平成 21 年 10 月 15 日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第 97 号（以下「答申第 97 号」という。）において、「実施機関は、異議申立人に対し、これ以上説明を行うことは困難な状況であるとして、平成 19 年 6 月 30 日付けの書状に対し、回答を行わなかったに過ぎないのであるから、当審査会としては、回答及び説明責任不履行と判断に至った基礎資料は存在しないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは言えず、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第 97 号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 28 年 11 月 24 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 540） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書）の提出
平成 28 年 11 月 30 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 540）
平成 28 年 12 月 27 日	○ 審議（諮問番号 540）
平成 29 年 1 月 10 日 （第 87 回審査会）	○ 答申案審議
平成 29 年 1 月 16 日	○ 答申